

フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校に通うことが困難な不登校児童生徒が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者に対して負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおり定めることとする。

- (1) 児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第2号に規定する児童生徒をいう。
- (2) 不登校児童生徒 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた児童生徒をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習活動、ソーシャルスキルトレーニング及び社会的自立を促す活動、教育相談及びカウンセリング等の活動を行う民間の施設であって、尼崎市教育委員会が「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」に基づき認定している施設。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、フリースクール等利用料を支払っている不登校児童生徒の保護者であり、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、尼崎市暴力団排除条例第2条第1項第4号及び第5号並びに第7号に該当する暴力団等を除く。

- (1) 対象となる不登校児童生徒が、フリースクール等利用時点において、尼崎市内に居住している。
- (2) 対象となる不登校児童生徒が、前条第3号に規定するフリースクール等を利用している。
- (3) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童生徒1人に

つき、1カ月10,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類をフリースクール等利用支援補助金募集要項に掲げる、募集受付期間内に市長に提出するものとする。

- (1) フリースクール等利用支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) フリースクール等利用実績報告書（様式第2号）
- (3) フリースクール等の利用に関する契約内容等が分かるもの
- (4) フリースクール等利用料の支払い状況が分かるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の書類の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付決定額を決定する。

2 前項の規定に基づき市長が補助金の交付を決定したときは、申請者にフリースクール等利用支援補助金交付決定通知書（様式第3号）を通知し、補助金を交付するものとする。また、市長が補助金の交付を認めなかったときは、申請者にフリースクール等利用支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、フリースクール等利用支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）を通知し、補助金交付決定の一部又は全部を取り消す。また、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合。
- (2) その他市長が不相当と認めた場合。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、その他の法令の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。